

業務規程

| | |
|---------------------------------------|-----------------------|
| 登録番号 | 鹿児島県知事 第3405号 |
| 登録年月日 | 令和8年8月29日 8 4 29 |
| 有効期間 満了日 | 令和9年2月29日 9 4 28 9 |
| 登録船主者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者の氏 名も記入) | 大園 祐亮 |

253/4

航路下 航路中止基準及び停航基準

| | | |
|--------|--|--|
| 航路中止基準 | 航路中の航行判断は、以下の基準により行います。 航路下(1) | |
| | (1) 停航の判断 航路中を航行する船舶は、航路中から航行する港域までの間に於いて、以下のいずれかの状況となっている場合、航路を中止します。 ・海上警備（風、霧等）、波浪警備、夜間警備・注意警備の発生中 航路中の波高 <input type="text"/> 2m以上 航路中の流速 <input type="text"/> 10m以上 航路中の潮流 <input type="text"/> 100m未満 ・専断のおそれがあるとき ・乗客等、船長又は乗組員等のうち、いずれか一方でも危険と判断したとき ・その他 | (2) 閉港による判断 航路中の判断は、以下のとおり行います。 ① 閉港による判断する国名 <input type="text"/> ② 閉港の代表者、連絡先 氏名 <input type="text"/> 連絡先 <input type="text"/> ③ 船体の構成資材の氏名又は名称及び登録番号 氏名 <input type="text"/> ④ 航路中止の判断の方法 氏名 <input type="text"/> |

| | |
|------|--|
| 停航基準 | 航行する港域において、以下のいずれかの状況に陥った場合、停航することとします。 ・海上警備（風、霧等）、波浪警備の発生 ・利用者へ危険入やケガ人が出たとき 港域における波高 <input type="text"/> 2m以上 港域における流速 <input type="text"/> 10m以上 港域における潮流 <input type="text"/> 100m未満 ・専断のおそれがあるとき ・上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想される時 ・その他 |
|------|--|

1. 情報収集すべき事項

2018/5/8

1) 利用者の安全の確保に必要の情報

① 地域における被害、異変、事故
 ② 凶犯化を判断する団体の活動動向に関する情報
 ③ 水防通報、気象・津波・海上警備隊の情報
 ④ 参加する利用者の数
 (1) 当該事業の小児が含まれる場合は、その人数
 ⑤ 法に基づく協議会において協議が調った事項や南沢利用協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報
 ⑥ 立入禁止区域に関する情報

2) 事業の定常的な利用確保の確保に必要な情報

① 法第19条に基づき利用者に通知する必要がある/案内する誘導における水防警備隊の保護に関する制限又は禁止及び誘導の使用に関する制限の内容) について、当該事業を管轄している都道府県知事が提供している情報
 ② 事業利用協定や運営指針等について、案内する誘導を管轄する都道府県に設置されている南沢利用協議会が提供している情報
 ③ 法に基づく協議会において協議が調った事項や南沢利用協議会等で定められた事項など、地域における施設の安全利用に関する情報

第17 公表する情報 (様式例) RO 490 22

当該買戻しについて公表する情報

| 社名 | 利用者(人)またはその 組織名(名称) | 約定数量又は 積算数量 | 約定金額 |
|-------------|------------------------|----------------|--------------|
| ALPHEA CORP | 5459 | 20 | 8429 9428 |
| | | | |

買戻し命令について公表する情報

| | |
|----------------------------|--|
| 社名 | |
| 命令を受けた日 | |
| 命令を受けた理由 | |
| 命令の内容 | |
| 命令を受けて戻した (戻しよう とする) 数量 | |